

宮城県労働委員会 Q & A

～よくあるご質問【労働組合用】～



平成30年4月

宮城県労働委員会

目 次

I 労働委員会のご利用について（労働委員会の役割）

- ① 質問一覧 P 1
- ② 回 答 P 2

II 労働争議の調整（あっせん）

- ① 質問一覧 P 6
- ② 回 答 P 7

III 不当労働行為の救済

- ① 質問一覧 P 11
- ② 回 答 P 13

IV 争議行為の予告通知

- ① 質問一覧 P 19
- ② 回 答 P 20

V 組合資格審査

- ① 質問一覧 P 22
- ② 回 答 P 23

I 労働委員会のご利用について（労働委員会の役割）

① 質問一覧

	質 問 内 容	頁
質問 1	労働委員会とは、どのような機関ですか？	P 2
質問 2	労働委員会の委員は、どのような方々ですか？	P 3
質問 3	どのような場合に、労働委員会を利用できますか？	
質問 4	労働委員会を利用する場合には、費用はかかりますか？	P 4
質問 5	秘密は守られますか？	
質問 6	いわゆる一般的な労働相談は、どこに相談したらよいでしょうか？	
質問 7	労働委員会以外で、労働や雇用の問題を取り扱っている機関はありますか？	P 5

② 回 答

・質問 1

質問	労働委員会とは、どのような機関ですか？
回答	<p>労働委員会は、主に次のような制度・業務を取り扱っている機関です。</p> <p>①「個別労使紛争のあっせん」は、 例えば 労働者の方で ・不当に解雇された。 ・何の説明もなく、賃金を引き下げられた。 ・賃金や手当が未払いになっている。 使用者の方で ・従業員に対して、配置転換命令を出したが、理由なく拒否されている。 といった場合などに、ご利用いただけます。</p> <p>②「労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）」は、労働組合や使用者の方で 例えば ・会社と労働組合が団体交渉を行っているが、進展しない。 といった場合などに、ご利用いただけます。</p> <p>③ 「不当労働行為の救済」は、労働組合や労働組合員の方で 例えば ・組合員であることを理由に、差別された。 ・所属している、組合員だけ昇進が遅れている。 ・会社から、組合の脱退について催促されている。 ・会社から、団体交渉を拒否されている。 ・会社との間で、団体交渉を行っていたが、一方的に交渉を打ち切られた。 といった場合などに、ご利用いただけます。</p> <p>また、労働問題の相談窓口を設置し、 セクハラや、パワハラ、ブラックバイト等で困っている労働者の方や、 労働者との関係で悩んでいる使用者の方からの ご相談に対応させていただいております。</p> <p>お気軽にご相談ください。</p> <p><労働相談の窓口> ・労働委員会事務局労働相談窓口(TEL：022-214-1450) 相談受付 月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分</p>

・質問2

質問	労働委員会の委員は、どのような方々ですか？
回答	<p>労働委員会は、公共の利益を代表する公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者を代表する労働者委員（労働組合の役員など）、使用者を代表する使用者委員（会社の役員など）で構成されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県労働委員会委員名簿のホームページアドレス http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/meibo-iin.html

・質問3

質問	どのような場合に、労働委員会を利用できますか？
回答	<p>労働委員会では、主に次のような場合にご利用いただけます。</p> <p>労働者の方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当に解雇された。 ・何の説明もなく、賃金を引き下げられた。 ・賃金や手当が未払いになっている。 ・職場で、セクハラやパワハラを受けている。 <p>といった場合などに、ご利用いただけます。</p> <p>使用者の方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対して、配置転換命令を出したが、理由なく拒否されている。 ・労働組合と団体交渉を行っているが、進展しない。 <p>といった場合などに、ご利用いただけます。</p> <p>労働組合の方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員であることを理由に、差別されている。 ・会社から、組合員に対して組合から脱退するよう干渉されている。 ・会社から、団体交渉を拒否されている。 ・会社と団体交渉を行っているが、進展しない。 <p>といった場合などに、ご利用いただけます。</p> <p>また、労働問題の相談窓口も設置しておりますので、お気軽にご相談下さい。</p> <p><労働相談の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会事務局労働相談窓口(TEL：022-214-1450) 相談受付 月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分

・ 質問 4

質問	労働委員会を利用する場合には、費用はかかりますか？
回答	相談を含めて、費用は一切かかりません（無料）。

・ 質問 5

質問	秘密は守られますか？
回答	労働委員会の委員や事務局職員が職務上知り得た秘密は、法律によって他に漏らすことを禁じられております。 秘密は厳守されますので、どうぞ安心してご利用ください。

・ 質問 6

質問	いわゆる一般的な労働相談は、どこに相談したらよいでしょうか？
回答	労働委員会事務局に、一般的な労働相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。 また、宮城労働局にも、労働相談窓口（コーナー）がございます。 <労働相談の窓口> ・労働委員会事務局労働相談窓口(TEL：022-214-1450) 相談受付 月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分 ・宮城労働局総合労働相談コーナー(TEL：022-299-8834) 相談受付 月～金（祝日を除く）9時00分～16時30分

・ 質問 7

質問	労働委員会以外で、労働や雇用の問題を取り扱っている機関はありますか？
回答	<p>宮城県内には、次のような労働や雇用の問題を取り扱っている機関があります。</p> <p>○宮城労働局 国の機関で、様々な労働相談や、使用者と労働者個人との間で発生した紛争を解決するための指導や助言を行っております。</p> <p>○労働基準監督署 宮城労働局内の機関で、労働基準法違反の疑いがある事案に対する調査・監督を行っています。</p> <p>○裁判所・法テラス宮城・仙台弁護士会 司法的な解決を目指す場合は、裁判所で労働審判や民事調停、民事訴訟手続を行うことができます。 裁判所の手続の利用に当たっては、申請方法等については裁判所に、法律相談については法テラス宮城や仙台弁護士会等にお問合せください。</p> <p>○宮城県社会保険労務士会 労働関係制度に関する専門家である社会保険労務士が、各種の労働相談に応じています。</p> <p>なお、宮城労働局や社会保険労務士会、仙台弁護士会では、労働委員会と同様の個別労使紛争のあっせんも行っています。</p> <p>詳しくは、こちらを参照願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城労働局のホームページアドレス (労働基準監督署は宮城労働局の一機関です) http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ ・ 裁判所のホームページアドレス http://www.courts.go.jp/ ・ 法テラス宮城のホームページアドレス http://www.houterasu.or.jp/miyagi/ ・ 仙台弁護士会のホームページアドレス http://senben.org/ ・ 宮城県社会保険労務士会のホームページアドレス http://www.sharo-miyagi.com/

Ⅱ 労働争議の調整（あっせん）

① 質問一覧

	質問内容	頁
質問 1	労働争議の調整としての「あっせん」とは、どのような制度ですか？	P 7
質問 2	誰でも申請できるのですか？	
質問 3	費用はかかりますか？	
質問 4	申請してから「あっせん」が行われるまでどのくらい日数がかかりますか？	
質問 5	「あっせん員」には、誰がなるのですか？	
質問 6	「あっせん」の申請は、どのようにするのですか？	
質問 7	「あっせん」は、どのように行われるのですか？	
質問 8	「あっせん」は、1回で終わるのですか？	
質問 9	相手が「あっせん」に出席しない場合は、どうなりますか？	
質問 10	「あっせん」は、どのように終了するのですか？	
質問 11	「あっせん」における証拠の提示や発言をしたことにより、その後、職場で不利益な取扱いを受けないでしょうか？	P 9
質問 12	「あっせん案」とは、どのようなものですか？	
質問 13	あっせん員が示す「あっせん案」に納得できない場合も、従わなければならないのですか？	
質問 14	「あっせん」申請の取下げは、できますか？	
質問 15	「あっせん」申請後に、あっせんで解決を図りたい事項の追加・変更はできますか？	
質問 16	「あっせん」申請後に、労使で団体交渉をしてもいいのですか？	
質問 17	「あっせん」以外に、労働組合と使用者との間の紛争を調整する制度はないのですか？	

② 回 答

・質問 1

質問	労働争議の調整としての「あっせん」とは、どのような制度ですか？
回答	労働組合と使用者との間の労働紛争について、当事者間で解決が困難な場合に公益側（弁護士、大学教授など）、労働者側（労働組合の役員など）及び使用者側（会社の役員など）からなる3人のあっせん員が、当事者双方の主張等をお聴きし、紛争解決の合意点を探り、話し合いによる解決をお手伝いするものです。

・質問 2

質問	誰でも申請できるのですか？
回答	労働組合、使用者からの一方または双方から申請を行うことができます。 なお、宮城県労働委員会では、原則として宮城県内の事業所で発生した争議を取り扱っています。

・質問 3

質問	費用はかかりますか？
回答	あっせんの手続には一切費用はかかりません。

・質問 4

質問	申請してから「あっせん」が行われるまでどのくらい日数がかかりますか？
回答	両当事者とあっせん員3名の都合を調整してあっせんを行います。 そのため、申請してから40日程度かかります。

・質問 5

質問	「あっせん員」には、誰がなるのですか？
回答	宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿に掲載された者の中から労働委員会の会長が指名した3名があっせん員となります。 ・宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿のホームページアドレス http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/meibo-assenn.html

・質問 6

質問	「あっせん」の申請は、どのようにするのですか？
回答	「あっせん申請書」を宮城県労働委員会事務局に提出していただきます。 原則として、労働委員会事務局に持参していただきますが、事情により郵送による提出もできます。 申請書は、インターネットから様式をダウンロードしていただくか、労働委員会事務局から取り寄せてください。 なお、申請書の書き方は、労働委員会事務局の職員がていねいにご説明をいたしますので、お気軽にご相談下さい。 ・労働委員会事務局の連絡先 電 話：022-211-3782 F A X：022-211-3799 Eメール： tsinsa@pref.miyagi.jp ・様式をダウンロードするホームページアドレス http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/sinseisho.html

・ 質問 7

質問	「あっせん」は、どのように行われるのですか？
回答	<p>あっせんは、原則として宮城県庁 17 階労働委員会の「審問廷」という部屋で行われます。</p> <p>① まず、両当事者が同席し、出席者の確認やあっせんの留意事項の説明があります。</p> <p>② 次に、あっせん員がそれぞれの当事者から個別にあっせんまでの経緯や主張などについて事情を聴き、紛争解決の合意点や妥協点を探りながら、当事者双方に歩み寄りを勧め、解決を図っていきます。</p>

・ 質問 8

質問	「あっせん」は、1 回で終わるのですか？
回答	原則として、1 回で終わりますが、場合によっては合意内容の調整等のため、複数回行うこともあります。

・ 質問 9

質問	相手が「あっせん」に出席しない場合は、どうなりますか？
回答	<p>「あっせん」は任意の手続ですので、相手方に出席を強制することはできません。</p> <p>したがって、労働委員会のあっせん員が説得しても相手方が出席を拒否した場合は、残念ながら、あっせんを打切ることになります。</p>

・ 質問 10

質問	「あっせん」は、どのように終了するのですか？
回答	<p>あっせん終了には、次の 3 つのパターンがあります。</p> <p>○解決</p> <p>あっせんにおいて、両当事者がお互いの譲り合いの中で合意に達することで実質的には紛争解決に至ることになりますが、合意した事項をとりまとめた「合意書」を、あっせん員と両当事者の 3 者で取り交わすことによりあっせんにおける解決となります。</p> <p>また、あっせん員が両当事者の主張を踏まえ、紛争の具体的な解決案を示し、これを両当事者が受諾した場合も解決となります。</p> <p>○打切り</p> <p>両当事者の主張に隔たりが大きく歩み寄りができない場合や、相手方があっせんへの参加を拒否した場合は、あっせんは打切りとなります。</p> <p>○取下げ</p> <p>両当事者が自主的に交渉し解決した場合は、あっせん申請を取下げいただくことにより、あっせんは終了します。</p>

・ 質問 1 1

質問	「あっせん」における証拠の提示や発言をしたことにより、その後、職場で不利益な取扱いを受けないでしょうか？
回答	あっせんにおいて労働者が証拠の提示や発言をしたことに対して、使用者がその労働者に対し不利益な取扱いをすることは、「不当労働行為」として、労働組合法第7条第4号により禁止されています。

・ 質問 1 2

質問	「あっせん案」とは、どのようなものですか？
回答	あっせんでは、あっせん員が両当事者の主張を踏まえ、紛争の具体的な解決案を示すことがあります。これをあっせん案と呼んでいます。 また、あっせんで両当事者が合意した事項を「協定書」としてとりまとめ、あっせん員と両当事者が押印の上、取り交わすこともあります。

・ 質問 1 3

質問	あっせん員が示す「あっせん案」に納得できない場合も従わなければならないのですか？
回答	あっせん案に納得できない場合は従う必要はありません。

・ 質問 1 4

質問	「あっせん」申請の取下げは、できますか？
回答	あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。取下げは申請のありましたあっせん事項の全てを取り下げること、又は一部を取り下げることができます。

・ 質問 1 5

質問	「あっせん」申請後に、あっせんで解決を図りたい事項の追加・変更はできますか？
回答	あっせんが終結までの間であれば、いつでも追加することも、変更することもできます。

・ 質問 1 6

質問	「あっせん」申請後に、労使で団体交渉をしてもいいのですか？
回答	構いません。労働争議は、そもそも労使当事者間において自主的に解決することが望ましいことから、あっせん申請後であっても団体交渉を行うことは可能です。 なお、団体交渉により労働争議が解決した場合は、速やかにあっせん申請の取下げを行っていただくことになります。

・ 質問 17

質問	「あっせん」以外に、労働組合と使用者との間の紛争を調整する制度はないですか？
回答	「あっせん」以外の調整制度として、「調停」と「仲裁」があります。 「あっせん」では労働委員が問題点の指摘や助言を行うことにより両当事者の主体的な解決を目指すのに対し、「調停」は、労働委員会が「調停案」を提示して両当事者に受諾を勧告します（受諾するか否かは任意です）。「仲裁」は、労働委員会が仲裁裁定を行い、その効力は労働協約と同じとなります。

Ⅲ 不当労働行為の救済

① 質問一覧

	質問内容	頁
質問 1	不当労働行為とは、具体的にどのような行為をいうのですか？	P 1 3
質問 2	不当労働行為の救済とは、どのようなものですか？	
質問 3	不当労働行為の救済申立ては、どのようにすればよいですか？	P 1 4
質問 4	不当労働行為の救済申立ては、誰でもできますか？	
質問 5	不当労働行為の救済申立てに、費用はかかりますか？	
質問 6	不当労働行為の救済申立てをする場合、期限はありますか？	
質問 7	自分の住所や労働組合の所在地は宮城県外ですが、事業所は宮城県内にあります。宮城県労働委員会に不当労働行為の救済申立てをすることはできますか？	P 1 5
質問 8	不当労働行為の救済申立てを行う場合、弁護士を代理人とすることはできますか？	
質問 9	不当労働行為事件の審査は、どのような人が担当するのですか？	
質問 10	労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしたことで、後で使用者から解雇などの不利益な取扱いを受けたりしませんか？	
質問 11	不当労働行為の審査手続は、どのように行われるのですか？	P 1 6
質問 12	審査手続は、公開されるのですか？	
質問 13	調査や審問は、どこで行われますか？	
質問 14	不当労働行為の救済を申し立てる前に、あらかじめ労働組合の資格審査を受けておかなければなりませんか？	
質問 15	和解は、どのように行われますか？	
質問 16	不当労働行為の救済申立てを行った場合、後日、申立人の都合で申立てを取り下げることができますか？	
質問 17	不当労働行為の命令には、どのようなものがありますか？	

質問 18	命令書が交付されたときは、どうなりますか？	P 17
質問 19	命令に対して不服があるときは、どのようにすればよいでしょうか？	
質問 20	不当労働行為の救済申立てから命令書の交付まで、どれくらいの期間がかかりますか？	
質問 21	不当労働行為の救済申立てが却下されるのは、どのようなときですか？	P 18

② 回 答

・質問 1

質問	不当労働行為とは、具体的にどのような行為をいうのですか？
回答	<p>不当労働行為とは、使用者（経営者、会社等）が行う、次に掲げる行為のことを言い、これらの行為は労働組合法により禁止されています。</p> <p>① 不利益取扱い（法第 7 条第 1 号） 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合を結成しようとしたこと、労働組合に加入しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことを理由に、労働者に対して解雇や不当な配置転換、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>② 黄犬契約（法第 7 条第 1 号） 労働組合に加入しないこと、労働組合から脱退することを労働者の雇用条件とすること。</p> <p>③ 団体交渉の拒否（法第 7 条第 2 号） 雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒んだり、不誠実な交渉態度をとること。</p> <p>④ 支配介入（法第 7 条第 3 号） 労働組合の結成や運営（活動）に対して干渉すること。</p> <p>⑤ 経費援助（法第 7 条第 3 号） 労働組合の運営に要する経費の支払いにつき、経理上の援助をすること（ただし、最小限の広さの事務所を供与することなどは除かれます。）。</p> <p>⑥ 報復的不利益取扱い（法第 7 条第 4 号） 労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたこと、再審査申立てをしたこと、不当労働行為の審査や労働争議の調整をする場合に証拠を提出したり、発言したことを理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。</p>

・質問 2

質問	不当労働行為の救済とは、どのようなものですか？
回答	<p>労働委員会は、救済の申立てがあれば審査を行い、不当労働行為の事実があると認めるときは、使用者（経営者、会社等）に対して、「救済命令」を出します。</p> <p>具体的には、解雇や配置転換前の状態に戻す（原職復帰）ことや、賃金の支払い（バックペイ）、団体交渉に応じるよう命じたりします。</p>

・ 質問 3

質問	不当労働行為の救済申立ては、どのようにすればよいですか？
回答	<p>不当労働行為救済申立書 2 部を労働委員会事務局に提出してください。また、労働組合が申立てを行う場合は、併せて労働組合資格審査申請書 1 部に関係書類を添付の上、提出してください。申立書、申請書の様式及び記載要領は、事務局に用意してありますが、労働委員会ホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>申立ての記載方法等について不明な点があれば、労働委員会事務局にお問い合わせください。</p> <p>なお、申立てされる場合には、できるだけ事前のご相談をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県労働委員会事務局の連絡先 <ul style="list-style-type: none"> 電 話：022-211-3786 F A X：022-211-3799 Eメール：tsinsa@pref.miyagi.lg.jp ・ 様式をダウンロードするホームページアドレス http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/sinseisho.html

・ 質問 4

質問	不当労働行為の救済申立ては、誰でもできますか？
回答	労働組合であればもちろんできますが、組合員であることや組合活動を行ったことなどにより不利益な取り扱いを受けた場合は、労働者個人でも申し立てることができます。

・ 質問 5

質問	不当労働行為の救済申立てに、費用はかかりますか？
回答	相談も含めて、不当労働行為の救済申し立てに費用は一切かかりません。

・ 質問 6

質問	不当労働行為の救済申立てをする場合、期限はありますか？
回答	<p>不当労働行為が行われた日から 1 年以内であれば、申立てをすることができます（労働組合法第 27 条第 2 項）。行為の日から 1 年を経過した場合は、申立てを受けることができません。</p> <p>ただし、不当労働行為が始まった日が 1 年より前であっても、その行為が「継続する行為」である場合は、その行為の終了した日から 1 年以内であれば、申立てができます。</p>

・ 質問 7

質問	自分の住所や労働組合の所在地は宮城県外ですが、事業所は宮城県内にあります。宮城県労働委員会に不当労働行為の救済申立てをすることはできますか？
回答	宮城県労働委員会への救済申立ては、次のいずれか一つに当てはまればできます。 ① 不当労働行為の行われた場所（工場、営業所等）が宮城県内にあること。 ② 申立てをする者（労働組合、労働者）の住所や主たる事務所の所在地が宮城県内にあること。 ③ 申立ての相手方（使用者）の住所や主たる事務所の所在地が宮城県内にあること。

・ 質問 8

質問	不当労働行為の救済申立てを行う場合、弁護士を代理人とすることはできますか？
回答	弁護士に限らず、労働組合の役員を代理人とすることもできます。ただし、代理人許可申請書を出していただき、審査委員（質問 10 参照）の許可が必要です。

・ 質問 9

質問	不当労働行為事件の審査は、どのような人が担当するのですか？
回答	弁護士や大学教授などの公益委員（5人）の中から、審査委員1名が選任されて、公正・中立な立場から審査を担当します。 また、労働者委員と使用者委員、それぞれ1名が参与委員として審査手続きに加わります。 ・宮城県労働委員会委員名簿のホームページアドレス http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/meibo-iin.html

・ 質問 10

質問	労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしたことで、後で使用者から解雇などの不利益な取扱いを受けたりしませんか？
回答	救済申立てをしたことを理由として、被申立人（使用者）が申立人（労働者）に対して不利益な取扱いをすることは、不当労働行為となり禁止されています（労働組合法第7条第4号）。

・質問 1 1

質問	不当労働行為の審査手続は、どのように行われるのですか？
回答	<p>申立て受理後は、①調査、②審問、③合議の順で手続を進め、最終的に命令を発します。それぞれの手続については、次のとおりです。和解や申立ての取下げにより解決する場合もあります。</p> <p>① 調 査 調査は、当事者双方の主張、争点、証拠等の整理を行い、審査計画を作成します。</p> <p>② 審 問 審問は、不当労働行為の事実の有無を調べるため、審査委員、参与委員、当事者双方が出席し、証人尋問などの証拠調べを行います。</p> <p>③ 合 議 審問が終結すると、公益委員5人で合議し、不当労働行為に該当するかどうかを判断のうえ、救済（申立てに理由があるとき）、棄却（申立てに理由がないとき）又は却下（申立て要件を欠いているとき）を決定します。</p>

・質問 1 2

質問	審査手続は、公開されるのですか？
回答	審査手続のうち、調査は一部非公開ですが、審問は原則公開で行われます。

・質問 1 3

質問	調査や審問は、どこで行われますか？
回答	宮城県庁 17 階労働委員会の「審問廷」という部屋で行われます。

・質問 1 4

質問	不当労働行為の救済を申し立てる前に、あらかじめ労働組合の資格審査を受けておかなければなりませんか？
回答	いいえ、そのようなことはありません。不当労働行為救済申立書と併せて、労働組合資格審査申請書を提出してください。

・質問 1 5

質問	和解は、どのように行われますか？
回答	<p>不当労働行為救済申立事件の多くが、命令ではなく、労働委員会が関与した和解によって解決しています。和解による事件解決は、労使関係の安定化に寄与し、事件の早期解決にもなる最良の方法といえます。</p> <p>このため、当事者が円満に解決したい意向を示した場合には、和解に向けた話し合いを行い、双方の合意点や妥協点を探ります。また、労働委員会から和解を勧めることもあります。</p>

・質問 16

質問	不当労働行為の救済申立てを行った場合、後日、申立人の都合で申立てを取り下げることができますか？
回答	申立人は命令書が交付されるまでの間、いつでも申立ての全部又は一部を取り下げることができます。

・質問 17

質問	不当労働行為の命令には、どのようなものがありますか？
回答	審査の結果、不当労働行為の事実が明らかになれば、労働委員会は「救済命令」を出します。「救済命令」には、申立人の救済申立て事項の全部を認める「全部救済」と、申立て事項の一部を認める「一部救済」があります。 反対に、不当労働行為と認められないときは、「棄却命令」を出します。

・質問 18

質問	命令書が交付されたときは、どうなりますか？
回答	当事者に命令書を交付した日から、命令の効力は発生します（郵送による場合は、配達された日が交付の日とみなされます）。 命令の効力が発生したときは、使用者はその命令を履行する義務を負います。 なお、再審査申立てや命令の取消しを求める訴えがないまま一定期間を経過し、命令が確定したにもかかわらず、使用者が命令を履行しない場合には、使用者は過料による制裁を受けます。

・質問 19

質問	命令に対して不服があるときは、どのようにすればよいでしょうか？
回答	宮城県労働委員会が出した命令に不服があるときには、次の2通りの手続きが可能です。 ① 中央労働委員会に再審査を申し立てる。 命令書が交付された日から15日以内に行えます。ただし、天災その他この期間内に再審査申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に行えます。 ② 仙台地方裁判所に、命令の取消しの訴えを提起する。 労働者側：命令書が交付された日から6か月以内に行えます。 使用者側：命令書が交付された日から30日以内に行えます（ただし、①の再審査の申立てをしない場合に限られます。）

・質問 20

質問	不当労働行為の救済申立てから命令書の交付まで、どれくらいの期間がかかりますか？
回答	当労働委員会では、目標期間を1年6か月以内としています。

・ 質問 2 1

質問	不当労働行為の救済申立てが却下されるのは、どのようなときですか？
回答	<p>申立てがあっても、次のような場合には、申立てが却下されます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 申立書が形式的要件を欠き、補正されないとき。② 申立人が労働組合であるときに、労働組合法の規定に適合する旨の立証をしないとき。③ 申立ての日が、不当労働行為の行われた日（継続する行為の場合はそれが終了した日）から 1 年を過ぎているとき。④ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 12 条による解雇についての申立てが、その解雇がなされた日から 2 か月を経過した後になされたものであるとき。⑤ 申立人の主張する事実が、不当労働行為に該当しないことが明らかなき。⑥ 請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなき。⑦ 申立人の所在が知れないとき。⑧ 申立人が死亡又は消滅し、かつ、申立人の死亡又は消滅の日の翌日から起算して 6 か月以内に申立てを承継する者から承継の申出がないとき。⑨ 申立人が、申立てを維持する意思を放棄したものと認められるとき。

V 争議行為の届出・予告通知

① 質問一覧

	質 問 内 容	頁
質問 1	争議行為とは、どのようなものですか？	P 2 0
質問 2	争議行為の届出とは何ですか？	
質問 3	争議行為の届け出先はどこですか？	
質問 4	争議行為の予告通知とは、何ですか？	
質問 5	公益事業とは、何ですか？	P 2 1
質問 6	なぜ公益事業に携わる者が争議行為を行う際に予告通知をする必要があるのですか？	
質問 7	争議行為の予告通知は「少なくとも 10 日前までに通知しなければならない」とのことですが、「10 日前」とは具体的にどう計算するのですか？	
質問 8	争議行為の予告通知の届出先は、どこですか？	

② 回答

・質問 1

質問	争議行為とは、どのようなものですか？
回答	争議行為とは、労働組合などがその主張を貫徹するために行う同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）などの行為を指します。 また、使用者が対抗して行う作業所閉鎖（ロックアウト）も争議行為とされています。

・質問 2

質問	争議行為の届出とは何ですか？
回答	労働関係調整法第 9 条の規定により、争議行為を行った時は、労働委員会等に届け出なければならないことになっています。

・質問 3

質問	争議行為の届け出先はどこですか？
回答	<p>① 争議行為の範囲が宮城県内だけの場合 → 労働委員会又は県知事（どちらかで良い）に対して届出ます。</p> <p>② 争議行為の範囲が複数の都道府県に及ぶ場合、又は全国的に重要な問題に係るものである場合 → 中央労働委員会又は関係都道府県知事（どちらかで良い）に対して届出ます。</p> <p>なお、届出の方法は、次の事項を記載した書面を提出するか、電話による報告を、お願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">① 届出日② 争議行為発生年月日③ 当事者名④ 事業の種類⑤ 争議行為発生の事業所及び所在地⑥ 参加人員⑦ 争議の種類⑧ その他参考事項

・質問 4

質問	争議行為の予告通知とは、何ですか？
回答	労働関係調整法第 37 条の規定により、公益事業に携わる者が争議行為を行う場合は、争議行為を行おうとする日の少なくとも 10 日前までに、労働委員会と知事（複数の都道府県にわたる場合は、中央労働委員会と厚生労働大臣）にその旨を通知することとされています。 この通知を怠り争議行為を行うと、10 万円以下の罰金に処せられることがあります。

・質問5

質問	公益事業とは、何ですか？
回答	<p>公益事業とは、公衆の日常生活に欠くことができない事業で次のものをいいます。</p> <p>① 運輸事業（鉄道，路線バス，路線貨物運送，定期航路運送，定期航空などの事業）</p> <p>② 郵便，信書便又は電気通信の事業</p> <p>③ 水道，電気又はガスの供給の事業</p> <p>④ 医療又は公衆衛生の事業（医療機関における治療，助産，伝染病予防，消毒，廃棄物・汚物処理，埋火葬，患者用基準給食・基準寝具の提供，保険薬局，保存血液取扱いなどの事業）</p>

・質問6

質問	なぜ公益事業に携わる者が争議行為を行う際に予告通知をする必要があるのですか？
回答	<p>公益事業は，住民の日常生活に密接不可分な関係にあり，公益事業において争議行為が行われた場合，各当事者やその関係者に対してだけではなく，住民の日常生活に対して与える影響が大きいためです。</p>

・質問7

質問	争議行為の予告通知は「少なくとも10日前までに通知しなければならない」とのことですが、「10日前」とは具体的にどう計算するのですか？
回答	<p>「10日前」とは，予告通知の期日と争議を行おうとする日の間に10日必要であることを意味します。従って，例えば，4月15日に争議行為を行おうとする場合は，4月4日までに予告通知をしなければならないこととなります。</p>

・質問8

質問	争議行為予告通知の届出先は、どこですか？
回答	<p>① 争議行為の範囲が宮城県内だけの場合 → 宮城県労働委員会と宮城県知事に対して提出します。</p> <p>② 争議行為の範囲が複数の都道府県にまたがる場合 → 中央労働委員会と厚生労働大臣に対して提出します。 (宮城県労働委員会又は宮城県知事のどちらかを經由して提出することも可能です。)</p> <p>※予告通知の記載事項</p> <p>① 通知の年月日</p> <p>② 通知者の名称，事務所所在地，代表者の職・氏名</p> <p>③ 争議行為の目的，日時，場所，態様</p> <p>④ 交渉の経過</p> <p>・宮城県の様式をダウンロードするホームページアドレス http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/sinseisho.html</p>

VI 組合資格審査

① 質問一覧

	質 問 内 容	頁
質問 1	労働組合の資格審査とは、何ですか？	P 2 3
質問 2	労働組合を結成したいのですが、届出や許可などの手続きが必要でしょうか？	
質問 3	資格審査を受けるには、どのような書類が必要ですか？	
質問 4	資格審査は、何を基準にして審査するのですか？	P 2 4
質問 5	資格審査の申請には、費用がかかりますか？	

② 回 答

・質問 1

質問	労働組合の資格審査とは、何ですか？
回答	労働組合が次の行為を行う場合には、「労働組合法に定められた要件を備えている適法な労働組合であるかどうか」を、労働委員会で審査することになっており、これを資格審査と呼んでいます。 ① 不当労働行為の救済申立てを行うとき。 ② 法人登記を受けようとするとき。 ③ 労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとするとき。 ④ 労働協約の一定地域への拡張適用を申し立てるとき。 ⑤ 無料の職業紹介事業又は労働者供給事業の許可申請を行うとき。

・質問 2

質問	労働組合を結成したいのですが、届出や許可などの手続が必要でしょうか？
回答	労働組合は、労働者の自由な意思だけで結成ができることから、官公署へ届け出たり許可を得たりする必要は一切ありません。

・質問 3

質問	資格審査を受けるには、どのような書類が必要ですか？
回答	資格審査の申請には、資格審査申請書のほか、次の書類を提出して下さい。 ① 組合同規約 ② 労働協約（締結している場合のみ） ③ 組合役員名簿 ④ 組合会計関係書類（決算書又は予算書） ⑤ 会社、工場職制一覧表 申請書の様式や記載要領は事務局に用意してありますが、労働委員会ホームページからダウンロードすることもできます。 ご不明な点は、労働委員会事務局にお問い合わせください。 ・宮城県労働委員会事務局の連絡先 電 話：022-211-3786 F A X：022-211-3799 Eメール： tsinsa@pref.miyagi.lg.jp ・様式をダウンロードするホームページアドレス http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/sinseisho.html

・ 質問 4

質問	資格審査は、何を基準にして審査するのですか？
回答	<p>資格審査では、次の 2 つの要件を満たしていなければなりません。</p> <p>① 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又は連合体であること（労働組合法第 2 条）。</p> <p>② 労働組合の規約に労働組合法第 5 条第 2 項に規定されている内容が含まれていること。</p> <p>なお、審査を行い、労働組合が労働組合法の規定に適合しないと考えられるときは、一定の期間を決めて補正を勧告する場合があります。</p>

・ 質問 5

質問	資格審査の申請には、費用がかかりますか？
回答	費用は一切かかりません。